

## 枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和4年3月2日（水） 午後7時45分～午後9時00分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名  
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、  
教育政策課長、上下水道総務室課長、市立ひらかた病院総務課長、  
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「枚方市職労2022年春闘統一要求書」に基づく交渉（1回目）

### <交渉内容要旨>

#### I. 基本姿勢について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憲法遵守の姿勢、第99条、第21条、第28条の認識について、改めて確認をしたい。</li> <li>・ 賃金、労働条件については、これまでどおり労使合意が基本であることに変わりはないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憲法遵守の立場に変わりはない。</li> <li>・ 労使合意が基本であると考えている。</li> </ul>

#### II. 職員・労働者の生活を守る要求について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員のアンケート結果では、生活が苦しいという組合員が、昨年より10ポイント増えて、約7割という結果になっている。 国の経済対策として、保育、看護、介護、幼児教育など現場で勤務する職員の賃上げに対し予算措置がされるという制度もある。 生計費の原則を踏まえ賃金の改善を行い、生活改善につなげるべきだと考えるが、見解を聞く。</li> <li>・ 給料表の最高号給の適用を受けている職員は、格付けが上がらないと昇給がない。組合員のアンケート結果では生活が苦しく賃上げが必要という声も多く、また、職員のモチベーションの維持といった点からも賃金の底上げ必要と考えるが、現在、給料表の最高号給の適用を受けている職員は何人いるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍で財政状況が苦しい中で、国の制度の活用した処遇改善を検討してきたが、制度の適用を受けるためには、令和3年度の人事院勧告を踏まえた給与改定を実施している本市の場合は、賃金水準を給与改定前の水準に戻すことが必要とされることから、実施は困難であると判断したものである。</li> <li>・ 全部局ベースで行政職給料表では249人、技能労務職給料表では174人となっている。</li> </ul>

- ・ 総合評価制度について、今年度からCランクが導入され評価区分が細分化されたが、現場では公正な運用になっていない事例があると聞いている。

以前から指摘していることだが、職員の生涯賃金に関わる評価制度は、そもそも見直すべきであると考え、どのように認識しているのか。

- ・ 保健師や獣医師といった専門職の育児休業の代替職員については、任期付職員が配属されているが、育児代替職員の任期が更新されずに、他市に人材が流出する事例があったと聞いた。専門職については、有期の雇用では、募集しても応募が少ないといった課題がある。正職員で代替している自治体もあると聞くが、どのように認識しているのか。

- ・ 評価のメリハリをつける観点から、今年度から評価区分を細分化した。地方公務員法上、評価制度は行う必要があり、今後もより良い制度として構築していく観点から必要に応じ見直しを図っていく。

- ・ 保健師、管理栄養士、獣医師、薬剤師の育児代替については、任期付職員の登録を募集し一定の応募があった状況であり、今後も人員確保に努めていく。